

令和7年度 デジタルマーケティング手法を活用した大分県多言語公式 SNS 運用
及び大阪・関西万博を契機とした大分県への誘客促進のための情報発信業務委託事業 仕様書

1 委託業務名

令和7年度 デジタルマーケティング手法を活用した大分県多言語公式 SNS 運用及び大阪・関西万博を契機とした大分県への誘客促進のための情報発信業務委託事業

2 委託業務の目的

本事業は、デジタルマーケティング手法を活用し、大分県多言語公式 SNS 運用及び情報発信を行い、大分県の認知度向上や高付加価値旅行者の誘客、滞在先の分散、滞在日数の増加等に繋がるような魅力的・効果的な観光情報を海外に向けて戦略的に発信することで、本県への誘客の促進や観光消費の拡大に繋げることを目的とする。また、データ分析を活用して各市場のニーズに適したコンテンツを提供し、観光消費の拡大につなげるとともに、OODA ループを活用し、情報発信のスピードと柔軟性を高め、より効果的かつ効率的な情報発信を実現する。

加えて、大阪・関西万博を契機として、訪日観光客や国内在住者を含む関西エリア滞在層等への情報発信を行い、大分県への誘客を促進する。

3 業務期間

契約締結日～令和8年3月31日（火）まで

4 業務委託の内容

(1) 海外向け情報発信

① 大分県多言語公式 SNS アカウント（別紙1（1））の運用

ア 各アカウントでの投稿及び広告配信

・大分県多言語公式 SNS アカウント（別紙1（1））をすべて運用し、アカウントのブランド力向上と定着を図るための最適なアカウント管理を行うこと。

※中国市場向け SNS の運用においては、中国市場全体として昨年度実績（フォロワー増加数、リーチ数、エンゲージメント数）を下回らないことを前提に、Weibo および WeChat での発信は段階的に縮小し、RED への比重を高めた運用とすることができる。

・RED については、アカウント開設を行うこと。アカウント開設にかかる費用はすべて本事業費に含むこと。

・各 SNS でのエンゲージメント数増加を重視したコンテンツを制作すること。

・投稿回数・投稿頻度・投稿内容・広告配信等については、別紙1（2）の昨年度実績を基に、最終目標及び KPI を設定すること。また、設定した KPI に基づいた業務実施内容を策定・提出し、目標に沿った運用を効果的かつ効率的に行うこと。

※設定する KPI の項目は、フォロワーの増加数、リーチ数、エンゲージメント数を必須項目とし、必要に応じて KPI の項目を追加可能とする。

・最終目標を達成した場合でも、予算の範囲内で事業効果の最大化を目指して、事業を継続すること。

- ・必要に応じて、大分県への誘客に寄与する観光施設等の取材・撮影を行い、コンテンツの制作を行うこと。

ターゲット国・地域：各 SNS アカウントのターゲット国・地域は別紙 1（1）のとおり設定している。

各市場の特性に加え、観光統計等も踏まえ、運用を行うこと。

投 稿 内 容：各 SNS でのコンテンツ及び記事原稿については、市場比較のためおよそ 8 割は同じ内容で投稿し、残りは市場別の投稿を行う。ただし、その割合は、市場の状況等により変更する場合もある。

投 稿 期 間：令和 7 年 6 月上旬頃（予定）～令和 8 年 3 月 3 1 日

イ 投稿に対するコメントへの対応（随時）

- ・各投稿に対するコメントへの回答及び、ダイレクトメッセージ・メッセージ等寄せられた問い合わせの対応を行うこと。
- ・一般的な質問については受託者で回答し、即答が困難なものについては委託者と協議のうえ、回答すること。

② データ収集・分析

- ・ SNS のインサイトデータ（フォロワー数、エンゲージメント率、リーチ数など）や市場の動向データを収集・分析する。
- ・各市場の現状やマーケットの特性、観光統計、デジタルメディア利用状況などの客観的データも分析対象とする。

③ データ分析結果に基づいた SNS・YouTube 広告運用

- ・②で収集・分析したデータに基づき、投稿頻度・時間の最適化、コンテンツの調整、広告配信の最適化などを通じて、効率的かつ効果的に各 SNS の運用を行うこと。
- ・データの分析結果や市場環境の変化に迅速に対応し、KPI を適宜見直し、パフォーマンスの最大化を図ること。
- ・広告運用・予算管理についても、分析結果を基に最適化すること。
- ・動画配信サイト YouTube において、万博来場者、万博関心層、関西エリア滞在者等の訪日観光客に向けピンポイントで YouTube 動画広告の配信を行うこと。
- ・動画は、大分県もしくはツーリズムおおいたで保有する既存のものを使用すること。
- ・YouTube 広告からは、大分県公式の多言語ウェブサイト等へ誘導するよう設定すること。また、配信時期やターゲットの設定については、各種効果計測を想定し、委託者と協議のうえ決定すること。なお、効果計測に当たっては、Google の来訪計測やブランドリフト調査、サーチリフト調査などを速やかに実施することとし、実施が困難な視聴がある場合は、その対応策について委託者と協議のうえ決定すること。
- ・レポートに際してはデータだけでなく、来年度に向けた提案もあわせて行うこと。

④ 大分県多言語公式ウェブサイト用の特集記事を作成

- ・以下ウェブサイトに掲載する特集記事を作成すること。

英語：<https://oita-tourism.com/en>

繁体字中国語：<https://oita-tourism.com/zh-TW>

- ・特集記事は、上記ウェブサイトに掲載の特集記事と同程度の文字数とし、トーン&マナーやレギュレーションを揃えること。
- ・ウェブサイトのエンゲージメントセッション数の増加を重視したコンテンツを制作すること。
- ・言語は英語と繁体字中国語で各5本以上作成すること。
- ・各市場のインターネットの状況や環境、検索エンジン等を考慮し、SEO対策を意識して作成すること。
- ・作成した特集記事の内容は、SNSのコンテンツと連動した内容とし、同言語のSNSから流入するようにSNSでの投稿・広告配信を行うこと。
- ・必要に応じて、大分県への誘客に寄与する観光施設等の取材・撮影を行い、コンテンツの制作を行うこと。

⑤ インフルエンサー・メディア・YouTube等を活用した情報発信

- ・以下ア～エの市場において、特性等を踏まえ、大分県への誘客について効果的だと思われる媒体でインフルエンサー・メディア・YouTube等を活用した大分県の情報発信を行うこと。
- ・対象の市場や掲載する時期、利用媒体、起用するインフルエンサーの選定・投稿回数等は、事前に計画を提案すること。

ア 中国

イ 香港

ウ 台湾

エ 欧米豪

- ・発信を行った動画については、大分県が運営する公式YouTubeチャンネル「沸騰大分」(以下URL)にもアップロードすることも可とする。

沸騰大分：<https://www.youtube.com/channel/UCVobCFISRhSWKIqCyWr6vXA>

⑥ コンサルティング業務

- ・収集・分析したデータを基に、各SNS・YouTube広告の運用方針や予算配分の変更など適切な助言を行い、目的達成のためにより効果的な運用の改善を支援すること。
- ・委託者からデータ分析やSNS・YouTube広告運用に関する問い合わせがあった場合は、迅速に対応し、必要な情報提供を行うこと。

(2) 大阪・関西万博を契機とした大分県への誘客促進のための国内に向けた情報発信（予算配分は800万円（税込）とする）

大阪・関西万博を契機として関西方面からの国内観光客の誘客を促進するため、万博来場者、万博関心層、関西エリア滞在者等に向けピンポイントで本県への旅行意欲や来訪を増進させるため以下のア～カのとおり広告配信及び効果測定を行うこと。

また、大分県日本語公式SNSアカウント（別紙1（3））をすべて運用し、アカウントのブランド力向上と定着を図るための最適なアカウント管理を行うこと。

ア 広告配信対象者：関西エリア滞在者、万博関心層、万博来場者

イ 広告配信内容：万博関連イベント、その他万博関連で実施される大分県のイベントの周知も兼ねた、大分県への旅行意欲や来訪を増進させる観光 PR 等

※広告配信に使用する広告クリエイティブについては、委託者より別途提供する静止画素材を活用しながら受託者にて作成すること。

ウ 広告配信媒体：Instagram、X、YouTube、Facebook での配信を原則とし、その他アの対象者に対しての内容を効果的に訴求できる媒体を選定すること。

エ 配信期間：令和7年6月上旬頃（予定）～令和8年3月31日

オ 効果測定：効果測定の指標は、来訪者数を必須とし、広告配信における広告接触者が実際に本県へ来訪した数値を計測すること。なお、来訪数は実数ではなく推計値でも良いものとするが、その計測手法については、事前に明示すること。その他の効果測定の内容等については、委託者と十分協議のうえ決定すること。

カ 予算について：国内向け情報発信の予算は、諸経費等も含め合計 800 万円（税込）とすること。

5 留意点

- (1) 県下 18 市町村に極端な偏りが出ないように留意し、コンテンツを提案・制作し、計画的に配信すること。
- (2) 各 SNS 及びウェブサイトを使用する画像は、彩度の高い画像を使用すること。
- (3) 突発的なイベントの告知や別事業等での投稿・特集記事掲載について、委託者と協議のうえ「4 業務委託内容（1）～（2）」に支障がない範囲で各言語に翻訳し SNS への投稿及びウェブサイトへの掲載を行うこと。
- (4) 災害等、各市場の社会情勢を踏まえ、投稿内容及び特集記事内容の変更や広告配信の一時停止等適切に対応すること。その際は、事前に委託者に対応内容を報告すること。
- (5) 翻訳は、各言語のネイティブもしくは同等レベルの能力を有する者が行い、各市場に合った正確かつ自然な表現で投稿を行うこと。（国内向け情報発信を除く）
- (6) 先方校正と委託者に確認を行うこと。
 - ・各 SNS に掲載する記事及びウェブサイトに掲載する特集記事の内容について、受託者が責任をもって事実確認を行うとともに、各観光施設や観光協会等から投稿・掲載の許諾を得ること。
 - ・投稿・掲載前に委託者の確認を受けること。
 - ・校正用の日本語原稿を用意すること。
 - ・各 SNS に投稿した原稿、ウェブサイトに掲載した特集記事原稿及び画像等は、委託者が管理・運営する媒体、事業等で二次利用する可能性があるため、外部から画像等の提供を受ける際は、これを前提に二次利用使用許諾を得ること。
- (7) 委託者が行うミーティングやセミナー等について、必要に応じて参加及び協力すること。
- (8) 本事業で得られた分析結果・広告運用データ・ユーザー属性等のデータについては、令和7年度に大分県が構築を予定している観光 DMP（データマネジメントプラットフォーム）に取り込み可能なデータを提供すること。

6 事業報告

- (1) 月次報告

- ①受託者は月次報告会議（オンライン可）を実施すること。
- ②以下ア～エ数値を含めた月次報告書を翌月 10 日までに委託者に提出すること。
 - ア フォロワー分析（総フォロワー数、新規獲得フォロワー数、離脱数、属性）
 - イ 投稿分析（投稿毎のリーチ数、エンゲージメント数、エンゲージメント率）※ペイド、オーガニックに分けて記載する）
 - ウ コメント、ダイレクトメッセージ分析（コメント内容、対応状況）
 - エ 広告配信状況（ターゲットや広告単価）
- ③月次報告会議では、月次報告書を踏まえ、前月分の運用報告をするとともに、以後の投稿において本事業の目的を達成するに効果的な手法を積極的に提案すること。

(2) 中間報告

半期を通じた振り返りレポートと次半期の取り組み指針を記載した中間報告書を令和 7 年 9 月 1 2 日までに提出し、同年 9 月 3 0 日までに中間報告会議を大分市内にて対面で実施すること。なお、9 月については、月次報告書の提出は不要とする。ただし、中間報告書の中に 8 月の (1) ②のア～エの数値を含めること。

(3) 最終報告

年間を通じた振り返りレポートと次年度の取り組み指針を記載した最終報告書を令和 8 年 3 月 3 1 日までに提出し、同年 3 月 3 1 日までに最終報告会議を大分市内にて対面で実施すること。なお、3 月については、月次報告書の提出は不要とする。ただし、最終報告書の中に 3 月の (1) ②のア～エの数値を含めること。

(4) 議事録の作成

(1) ～ (3) の報告会后に、報告会の内容を要約した議事録を提出すること。

7 成果物

(1) 成果物

- ①コンテンツ制作時に撮影した写真・動画（高画質）及び記事データ一式
※記事データは、日本語及び各言語に翻訳した原稿の 2 種類納品すること。
- ②月次報告書
- ③中間報告書
- ④最終報告書

(2) 注意事項

- ・撮影・収集した画像等のうち、大分県の媒体（WEB・SNS・印刷物・イベント等）で使用可能なデータについて、毎月委託者へ納品を行うこと。提供できない場合はその理由を委託者へ説明し了承を得ること。
- ・納品する画像データの名称・場所、収集元、著作権者、（掲載許可を取得した場合）撮影許可者、トリミング加工の可否など、使用にあたって必要な情報をリスト化しておくこと。
- ・施設者等から撮影許可書を受託した場合は、原本を PDF 化したものを併せて納品すること。

8 成果物の著作権等

本業務により得られた成果物の著作権は、原則として大分県とツーリズムおおいたに帰属する。

9 その他

- (1) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、大分県およびツーリズムおおいたに不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (2) 原則として、投稿に必要な情報や画像は受託者が収集すること。現地取材を行う場合、その際に撮影した画像・動画の著作権は大分県に属することとする。
- (3) 本業務を行うに当たり取り扱う個人情報について、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき、適正な取り扱いを行うこと。
- (4) 本業務仕様書に定めのない事項については、委託者と協議するものとする。